

愛媛県老人福祉施設協議会 感染症発生施設等への介護職員等派遣取扱要領

1 目的

愛媛県老人福祉施設協議会会員施設・事業所（以下「会員施設」という）に所属する職員等の新型コロナウイルス感染等により、会員施設の職員等が出勤困難となった場合、職員が不足する会員施設に別法人の会員施設から応援職員を派遣し、会員施設のサービス提供を継続するため、会員施設間による職員の相互応援システムを構築する。

2 実施主体

愛媛県老人福祉施設協議会（以下「愛媛県老施協」という。）

3 活動内容

(1) 応援職員の登録

事前に地区老施協ごとに別紙【様式1】を愛媛県老施協へ提出し、登録する。なお、登録期間は1年間とする。

(2) 応援の要請

新型コロナウイルス感染症等が発生した会員施設（以下「感染症発生施設」という）又は、感染症発生施設の同一法人別施設の内、感染症発生施設への職員派遣により、職員が不足する会員施設（以下「同一法人施設」という）に関して地区老施協会長が別紙【様式2】により会員施設に派遣依頼を行い、会員施設は別紙【様式3】に基づき派遣可能者を報告する。

地区老施協会長は派遣可能者から応援職員を編成した上で、別紙【様式4】をもって愛媛県老施協に派遣依頼を行う。

また、派遣が決定した応援職員の連絡先等を別紙【様式5】に基づき地区老施協が作成し、愛媛県老施協、応援職員に伝達することとする。

(3) 応援職員の条件

- ① 応援職員本人に発熱等や健康状態に支障がないこと。※別紙「派遣協力に注意を要する基礎疾患等」参照
- ② 活動終了後、PCR検査等を受け（費用負担なし）、検査結果が判明するまでの間は出勤をしないこと。

(4) 応援職員の活動

感染症発生施設の清潔区域又は準清潔区域、同一法人施設において、日勤業務を行うこととし、夜勤等は行わないものとする。

応援職員を受け入れる感染症発生施設又は同一法人施設は、あらかじめ応援職員に行わせる業務内容を定めるものとし、地区老施協を通じて応援職員へ周知することとする。

また、応援職員を受け入れる感染症発生施設又は同一法人施設は、業務内容を現場において適宜指示等するものとする。

(5) 応援職員の活動期間

応援職員を受け入れる会員施設の希望する期間とする。ただし、応援可能期間は最大で12日間を限度とする。

(6) 応援職員の活動報告について

応援職員の活動報告については、【様式6】に基づき、感染症発生施設又は同一法人施設から地区老施協及び愛媛県老施協へ提出することとする。

4 設置時期

令和2年8月～

5 活動費用等

- (1) 応援職員の衛生用品・防護用品は、感染症発生施設又は同一法人施設から提供すること。
- (2) 応援職員の活動に係る損害保険の加入については、愛媛県老施協で一括加入し、その全額を負担する。
- (3) 活動費（交通費〔領収書に基づき実費精算〕及び日当〔1日当たり3,000円〕）については、愛媛県老施協が負担する。

6 事務局

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8566 / FAX 089-921-3398

Eメール jimukyoku@e-roushi.jp / URL <http://www.e-roushi.jp/>